

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年5月21日

【会社名】 株式会社ユニマツ リタイアメント・コミュニティ

【英訳名】 UNIMAT Retirement Community CO.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中 川 清 彦

【本店の所在の場所】 東京都港区北青山二丁目7番13号 プラセオ青山ビル

【電話番号】 03(5413)8228(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理本部長 寺 坂 淳

【最寄りの連絡場所】 東京都港区北青山二丁目7番13号 プラセオ青山ビル

【電話番号】 03(5413)8228(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理本部長 寺 坂 淳

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2021年5月18日の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2021年5月18日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

#### 併合の割合

当社株式について、2,706,912株を1株に併合いたします。

#### 本株式併合の効力発生日

2021年6月14日

#### 効力発生日における発行可能株式総数

12株

#### 第2号議案 定款一部変更の件

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は12株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は3株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株主の権利制限）の全文を削除し、第11条（株主名簿管理人）を変更し、これら変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有する者は株式会社ユニマツトライフ（以下「公開買付者」といいます。）及び高橋洋二氏（以下「高橋氏」といいます。）のみとなり、本株式併合後の端数処理が完了した場合には、当社の株主は公開買付者及び高橋氏のみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第12条（基準日）を変更するものであります。なお、当該変更の効力が発生した場合、2021年6月に開催を予定している定時株主総会開催時点の株主をもって議決権を行使できる株主として取り扱う予定です。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 株式併合の件	396	100	0	(注)	可決 97.43
第2号議案 定款一部変更の件	403	100	0	(注)	可決 97.59

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本臨時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本臨時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。